

令和2年5月1日

保護者 様

小松島市教育委員会

「臨時預かりの継続」と「臨時預かり時間の延長」の実施について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策として実施している臨時休業の延長に伴い、児童等及び保護者の皆様には大変ご不便をおかけしております。

小松島市教育委員会では、学校の臨時休業に伴い、保護者の就労により、日中子どもだけで過ごさなければならない特別な事情がある児童等の居場所づくりとして、次の要領で、「臨時預かりの継続」と「臨時預かり時間の延長」を行います。

つきましては、基本的には自宅待機をお願いしておりますが、次の対象児童等に限り受け入れを行います。

- 1 対象児童等 保護者の就労により、日中、家で子どもだけで過ごさなければならない小学校1年～3年の児童及び特別支援学級在籍児童・生徒（小・中学校）
- 2 預かり条件 ①家に対象児童だけになり、面倒を見る兄姉や家族もいない。
②特別支援学級在籍で家に対象児童生徒だけになり、面倒を見る兄姉や家族もいない。
③やむを得ない理由で児童だけで留守番が困難。
- 3 開始期日 5月11日（月）から臨時休業期間中の平日
- 4 時間帯 各校の登校時間から15時まで（中学校は12時まで）
※電話対応は7時30分～8時
- 5 持参物 自習ができるドリル等（各家庭で準備する）、筆記用具、上ぐつ、弁当（15時まで預かりを希望する児童）、水筒、マスク、手洗い用（タオル・ハンカチ）
○ゲーム、マンガ等、学習に必要なものは持ち込みを禁止します。
- 6 申し込み 申込書を学校で配布いたします。最初の利用日にを提出してください。
- 7 緊急連絡 急な連絡を学校からすることも考えられます。申込書に記載する緊急連絡先にいつでも連絡がつくようご注意ください。
- 8 注意事項
 - ・咳や微熱など風邪の症状がある場合はご遠慮ください。
 - ・登校前の検温をお願いします。
 - ・学校が臨時登校（分散登校等）する日は、「臨時預かり」が中止となる場合があります。
 - ・感染拡大予防の観点から、受け入れ中止、時間短縮等の措置をとる場合があります。予めご了承ください。
 - ・登下校時の安全確保はご家庭の責任においてお願いします。ご心配な場合は、保護者の送迎をお願いします。